

勝浦町住まい応援事業補助金交付要綱

令和2年4月1日

勝浦町告示第29号

(目的)

第1条 この告示は、地方総合戦略の趣旨を踏まえ、町内において住宅を新築、建替え、購入（以下「新築等」という。）をする者に対し、予算の範囲内において住まい応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、本町への移住・定住促進や子育て世帯への支援を行うことにより本町人口減少の抑制と地域経済の活性化を図ることを目的とし、勝浦町補助金交付規則（平成7年勝浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築等 町内で住宅を新築、建替え又は建築後2年以内の住宅を購入する事をいう。
- (2) 町税等 市区町村が個人から徴収すべき市区町村税をいう。
- (3) 住民 申請日時時点で町内に住所を有する者をいう。
- (4) 移住者 申請日時時点では町内に住所を有しないが、新築等住宅の取得を機に勝浦町に転入する者をいう。
- (5) 町内事業者 町内に本店を置く法人又は町内に事業所登録のある個人事業主で、町税を完納している者をいう。

(交付対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 住民及び移住者が町内で住宅を新築及び建替えする事業
- (2) 住民及び移住者が町内で建築後2年以内の住宅を購入する事業

(交付対象者の要件)

第4条 補助金の交付を受けようとする住民及び移住者（以下「申請者」という。）は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 申請者にあつては補助金の交付を受けた日から5年以上町に居住し、地域の構成員として協力すること。
- (2) 申請者及び同一世帯の者に町税等の滞納がないこと。
- (3) 申請者及び同一世帯の者が、勝浦町暴力団排除条例（平成24年勝浦町条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 国及び県等が実施する他の住宅補助制度等を受給する場合は、国及び県等が補助金の併用を認めていること。
- (5) 移住者においては、実績報告時に町内に住所を有していること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費、限度額、補助率、加算額及び減算額は、第3条に規定する補助金の対象となる事業のうち、別表1のとおりとする。

2 補助金の交付は同一の住宅及び世帯について1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、別表2に定める様式に、同表で掲げる書類及びその他町長が必要と認める書類を添付し、同表に定める申請期限までに提出しなければならない。

2 申請の対象となる期間は、新築等住宅の取得に係る契約締結の日から登記（所有権保存登記又は所有権移転登記。以下同じ。）完了後の1年以内のものとする。

3 前項のうち、登記完了後に交付申請をする場合は、新築等住宅を取得後3月以内に登記されたものに限る。

(補助金の決定通知)

第7条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、要件に適合していると認めたときは、勝浦町住まい応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、審査する上で必要に応じて現地調査を行うことができる。

3 町長は、第1項の決定に当たり条件を付すことができる。

(変更申請等)

第8条 前条の決定通知書を受けた申請者が、次に掲げる事項のいずれかについて変更しようとするとき、又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ勝浦町住まい応援事業補助金変更・中止承認申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）にその内容が確認できる必要書類を添え町長に提出し、変更又は中止について承認を受けなければならない。

(1) 申請内容の重要な変更に関わる時。ただし、交付決定額に変更が無く、事業費の3割以内の変更は除く。

(2) 第4条で規定する補助金の交付の要件等に関わる時。

(3) 決定通知書の交付の条件に抵触するとき。

2 町長は、前項の変更申請書を承認したときは、勝浦町住まい応援事業補助金変更承認決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、事業を完了したときは別表3に定める様式に同表で掲げる書類及びその他町長が必要と認める書類を添付して、同表に定める報告期限までに町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、要件に適合していると認めたときは、補助金の額を確定し、勝浦町住まい応援事業補助金交付確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、審査する上で必要に応じて現地調査を行うことができる。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の確定通知書を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、勝浦町住まい応援事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は申請者名義の口座に限るものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、町長は、期限を定め、申請者にその全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

(1) 申請者が、補助金交付決定の日から5年以内に、当該住宅を退去又は他の者に譲渡、若しくは貸与した時。ただし、2親等以内の親族に対する譲渡は継承する。

(2) 当該住宅が法令に違反しているとき。

(3) 不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、勝浦町住まい応援事業補助金交付取消通知書（様式第8号。以下「取消通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による返還を求める補助金の額は、別表4のとおりとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

4 町長は、第2項の取消通知書を受けた者から再申請があったときは、申請書を受理しないことができるものとする。

（雑則）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに新築等を完了した者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年9月9日告示第72号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の勝浦町住まい応援事業補助金交付要綱の規定は令和2年8月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日告示第24号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

申請者	補助金対象経費等	限度額
住民及び移住者	新築等にかかる経費	100 万円（該当する経費の 10 分の 1 以内で千円未満の端数が生じたときは切り捨てる）
加算項目	要 件	加算額
町内事業者加算	町内事業者で住宅を新築等する場合	一律 10 万円
子育て世帯加算	町内事業者加算の対象者であって、申請年度において満 18 歳以下の子どもが同居する場合（子どもが 1 年以内に転出する予定の場合は対象外）	一律 10 万円（高齢者同居加算との併用不可）
高齢者同居加算	町内事業者加算の対象者であって、申請年度において満 65 歳以上の高齢者と同居する場合（同居する高齢者が 1 年以内に転出する予定の場合は対象外）	一律 10 万円（子育て世帯加算との併用不可）
減算項目	要 件	減算額
合併浄化槽減算	新築等に伴い、合併浄化槽設置事業補助金の交付を受けた者（受ける見込みの者を含む）	5 人槽の場合 22 万円 7 人槽の場合 27 万 4 千円 10 人槽の場合 36 万 4 千円 11 人槽から 20 人槽の場合 62 万 6 千円

別表 2（第 6 条関係）

補助対象事業	補助金交付申請時提出書類	申請期限
住宅新築等	1 勝浦町住まい応援事業補助金交付申請書（様式第 1 号） 2 新築等工事の設計概要 3 新築等の契約書及び見積書の写し 4 施行前の現場写真及び位置図 5 世帯全員の住民票 6 世帯全員の市区町村納税証明書 7 売買契約書の写し	各年度の募集開始日から 10 月 31 日まで。ただし、休日の場合は翌営業日までとする。

別表 3（第 9 条関係）

補助対象事業	補助金実績報告時提出書類	申請期限
住宅新築等	1 勝浦町住まい応援事業補助金実績報告書（様式第 5 号） 2 実施箇所がわかる書類 3 領収書の写し 4 完成写真 5 世帯全員の住民票（移住者） 6 登記事項証明書の写し	（１）登記完了前に補助金の 交付申請を行った場合 登記完了の日から 1 か月以内 又は登記完了の日の属する年 度の 3 月 31 日のいずれか早 い日 （２）登記完了後に補助金の 交付申請を行った場合 交付決定の日から 1 か月以内 又は交付決定があった日の属 する年度の 3 月 31 日のいづ れか早い日

別表 4（第 12 条関係）

交付日からの経過年数	返還を求める補助金の額
1 年未満	交付額の 100%
1 年以上 2 年未満	交付額の 80%
2 年以上 3 年未満	交付額の 60%
3 年以上 4 年未満	交付額の 40%
4 年以上 5 年未満	交付額の 20%